

月報私学

2

2023
VOL.302



福岡工業大学附属城東高等学校は、「これからの時代を生き抜く力を育む」ことをコンセプトに、令和元年から新校舎・新体育館、全面人工芝グラウンド、学園アプローチ等の教育環境を整備・改修し、アクティブラーニング、スポーツ、コミュニケーション機能を充実させています。
緑あふれるキャンパスは、本学の学生・生徒はもとより、地域住民の方にとっても、寛ぎ・交流の場となっています。

写真提供 学校法人福岡工業大学 福岡工業大学附属城東高等学校（福岡県福岡市）

CONTENTS

● 令和4(2022)年度 私立高等学校入学志願動向	2
● 大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和3年度決算集計》	4
● 令和4年度 私学リーダーズセミナーの報告	7
● 受配者指定寄付金制度 Q&A	8
● 資格取得・資格喪失報告書の事前受付	9
● 私学共済制度の加入者資格 Q&A／学校の設置・変更等をしたときの手続き	10
● 任意継続加入者制度のご案内	11
● 被扶養者認定にかかる所得基準が改正されました／ 被扶養者認定申請等における雇用保険受給資格者証の取り扱い／貸付金の償還／ 令和5年2月発行「私学共済事務担当者へのお知らせ」	12
● 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

令和4(2022)年度 私立高等学校入学志願動向

私立高等学校入学志願動向
私立高等学校経営情報センター 私立情報室

私学事業団では、「令和4年度学校法人基礎調査」から、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。お忙しい中「学校法人基礎調査」にご協力いただいた学校法人の皆様には厚く御礼を申し上げます。

ここでは、3年度と4年度の志願倍率や入学定員充足率等の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年の入学定員充足状況についてまとめました。

なお、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

詳しくは、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」経営支援・情報提供▼私立高等学校入学志願動向をご覧ください。

●私立高等学校の概況(表1)

4年度の集計学校数は1,291校で、前年度より3校減少しました。入学定員は40万4,346人で、前年度より2,393人減少しました。

また、志願者数が1万4,317人、受験者数が1万1,987人、入学者数が9,938人増加しました。

この結果、入学定員が減少した一方で入学者数が増加したため、入学定員充足率は2.95ポイント上昇し、

表1 私立高等学校の概況

区分	3年度	4年度	増減
集計学校数(校)	1,294	1,291	△3
入学定員(人)	406,739	404,346	△2,393 (△0.6%)
志願者数(人)	1,055,677	1,069,994	14,317 (1.4%)
受験者数(人)	1,032,718	1,044,705	11,987 (1.2%)
合格者数(人)	953,930	958,487	4,557 (0.5%)
入学者数(人)	338,518	348,456	9,938 (2.9%)
志願倍率(倍)	2.60	2.65	0.05ポイント
合格率(%)	92.37	91.75	△0.62ポイント
歩留率(%)	35.49	36.35	0.86ポイント
入学定員充足率(%)	83.23	86.18	2.95ポイント

(注) 志願倍率(志願者数÷入学定員)、合格率(合格者数÷受験者数)
歩留率(入学者数÷合格者数)、入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

86.18%となりました。
参考までに、4年度の15歳人口(中学校・義務教育学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計(学校基本調査―令和4年度(確定値)…)・文科省より)は、前年度と比べると約2万7,100人増加し、約1,09万人となりました。

●男女校種別の動向(表2)

4年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校となつていきます。合格率は女子校、共

表2 男女校種別の動向

男女校種	年度	集計学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員充足率 E/A
男子校	H25	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	1.89	85.14	51.91	80.99
	26	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	1.89	84.93	53.64	84.06
	27	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	1.84	84.60	54.52	82.43
	28	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	1.85	84.40	55.53	84.70
	29	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	1.83	85.33	55.93	85.32
	30	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	1.78	83.72	56.22	81.41
	R元	88	29,213	51,731	50,276	42,573	24,337	1.77	84.68	57.17	83.31
	2	85	27,778	48,518	46,654	39,751	22,804	1.75	85.20	57.37	82.09
	3	83	26,678	45,127	43,850	37,221	22,154	1.69	84.88	59.52	83.04
	4	81	26,108	43,434	41,920	35,389	21,781	1.66	84.42	61.55	83.43
女子校	H25	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	1.35	94.69	53.51	67.68
	26	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	1.38	93.66	53.44	68.24
	27	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	1.31	96.10	53.03	65.79
	28	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	1.32	96.43	52.35	65.65
	29	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	1.30	96.22	53.96	64.87
	30	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	1.24	96.56	54.11	63.63
	R元	255	65,999	80,231	78,998	76,050	42,484	1.22	96.27	55.86	64.37
	2	251	64,524	77,178	74,509	71,456	41,118	1.20	95.90	57.54	63.73
	3	246	62,860	72,070	70,699	68,190	40,084	1.15	96.45	58.78	63.77
	4	242	60,830	68,857	67,564	64,991	39,238	1.13	96.19	60.37	64.50
共学校	H25	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	3.31	92.20	29.64	88.63
	26	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	3.32	91.79	29.80	89.02
	27	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	3.29	91.90	29.93	88.78
	28	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	3.29	91.54	30.29	89.61
	29	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	3.27	91.90	30.24	89.04
	30	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	3.22	92.30	30.57	89.15
	R元	953	313,210	984,856	964,696	887,462	274,721	3.14	91.99	30.96	87.71
	2	960	316,088	972,335	952,507	871,443	278,165	3.08	91.49	31.92	88.00
	3	965	317,201	938,480	918,169	848,519	276,280	2.96	92.41	32.56	87.10
	4	968	317,408	957,703	935,221	858,107	287,437	3.02	91.75	33.50	90.56

校、男子校の順、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となつており、これらの順序は平成25年度以降変わっていません。
また、歩留率は平成25年度は女子校、男子校、共学校の順でした。その後、男子校と女子校が平成26年度、2年度、

3年度と逆転を繰り返していましたが、4年度は前年度に引き続き、男子校、女子校、共学校の順となりました。集計学校数を平成25年度と比較すると、男子校が25校、女子校が32校減少したのに対し、共学校は69校増加しています。

表3 規模別の動向

入学定員区分	年度	集計学校数	入学定員A	志願者数B	受験者数C	合格者数D	入学者数E	志願倍率B/A	合格率D/C	歩留率E/D	入学定員充足率E/A
100人未満	3	62	4,019	5,901	5,838	5,315	2,694	1.47	91.04	50.69	67.03
	4	64	4,161	6,228	6,016	5,581	2,898	1.50	92.77	51.93	69.65
	増減	2	142	327	178	266	204	0.03	1.73	1.24	2.62
100人以上200人未満	3	229	34,365	59,139	58,222	54,311	27,121	1.72	93.28	49.94	78.92
	4	231	34,667	62,000	60,808	55,982	28,188	1.79	92.06	50.35	81.31
	増減	2	302	2,861	2,586	1,671	1,067	0.07	△1.22	0.41	2.39
200人以上300人未満	3	374	90,427	225,138	220,953	205,992	76,156	2.49	93.23	36.97	84.22
	4	370	89,369	225,807	221,147	204,902	78,321	2.53	92.65	38.22	87.64
	増減	△4	△1,058	669	194	△1,090	2,165	0.04	△0.58	1.25	3.42
300人以上400人未満	3	274	92,278	246,102	239,766	220,129	81,483	2.67	91.81	37.02	88.30
	4	273	91,809	251,359	244,533	222,846	84,677	2.74	91.13	38.00	92.23
	増減	△1	△469	5,257	4,767	2,717	3,194	0.07	△0.68	0.98	3.93
400人以上500人未満	3	183	79,166	218,831	214,538	196,297	67,230	2.76	91.50	34.25	84.92
	4	183	79,226	224,128	219,366	199,616	69,336	2.83	91.00	34.73	87.52
	増減	0	60	5,297	4,828	3,319	2,106	0.07	△0.50	0.48	2.60
500人以上600人未満	3	92	49,213	129,230	126,178	118,343	38,230	2.63	93.79	32.30	77.68
	4	92	49,223	130,477	127,254	117,476	39,143	2.65	92.32	33.32	79.52
	増減	0	10	1,247	1,076	△867	913	0.02	△1.47	1.02	1.84
600人以上800人未満	3	67	44,061	128,698	125,582	114,571	35,616	2.92	91.23	31.09	80.83
	4	65	42,681	126,837	123,654	113,233	35,660	2.97	91.57	31.49	83.55
	増減	△2	△1,380	△1,861	△1,928	△1,338	44	0.05	0.34	0.40	2.72
800人以上1,000人未満	3	10	8,550	25,480	25,186	23,144	6,556	2.98	91.89	28.33	76.68
	4	10	8,550	25,797	25,415	23,282	6,956	3.02	91.61	29.88	81.36
	増減	0	0	317	229	138	400	0.04	△0.28	1.55	4.68
1,000人以上	3	3	4,660	17,158	16,455	15,828	3,432	3.68	96.19	21.68	73.65
	4	3	4,660	17,361	16,512	15,569	3,277	3.73	94.29	21.05	70.32
	増減	0	0	203	57	△259	△155	0.05	△1.90	△0.63	△3.33
合計	3	1,294	406,739	1,055,677	1,032,718	953,930	338,518	2.60	92.37	35.49	83.23
	4	1,291	404,346	1,069,994	1,044,705	958,487	348,456	2.65	91.75	36.35	86.18
	増減	△3	△2,393	14,317	11,987	4,557	9,938	0.05	△0.62	0.86	2.95

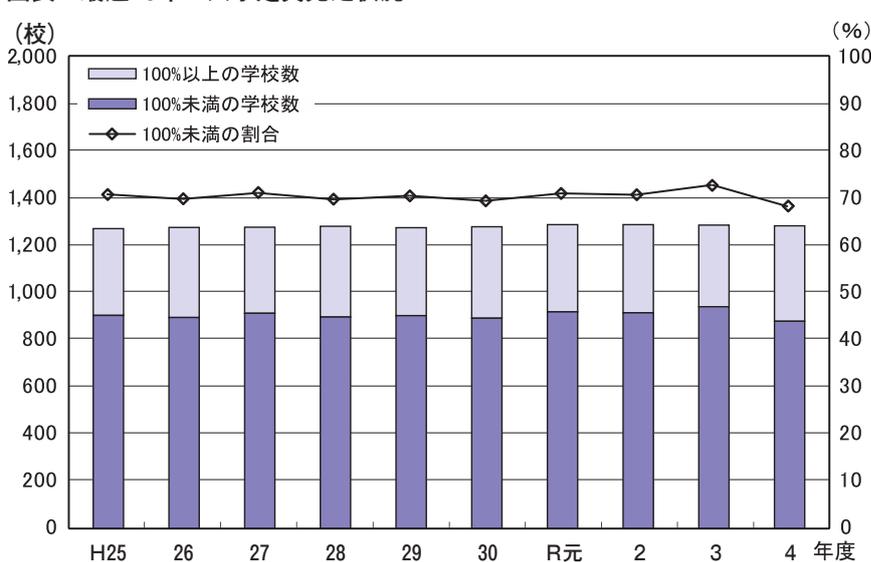
●規模別の動向(表3)
規模別において志願倍率が最も高いのは、入学定員が1000人以上の学校で、以下、800人以上1000人未満、600人以上800人未満の学校となっています。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上

400人未満の学校で、以下、200人以上300人未満、400人以上500人未満の学校となっています。志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

(注) 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

助成業務

図表 最近10年の入学定員充足状況



年度	H25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
100%以上の学校数(校)	370	384	367	387	375	390	372	376	348	407
100%未満の学校数(校)	909	900	918	902	908	897	924	920	946	884
合計	1,279	1,284	1,285	1,289	1,283	1,287	1,296	1,296	1,294	1,291
100%未満の割合(%)	71.1	70.1	71.4	70.0	70.8	69.7	71.3	71.0	73.1	68.5

●最近10年の入学定員充足状況(図表)
平成25年度の入学定員充足率は100%未満の学校数は909校で、全体に占める割合は71.1%でした。その後、平成26年度と4年度を除いて、15歳人口の減少が続く中、入学定員充足率が100%未満の学校数の割合は70%前後で推移してきました。4年度は前年度より62校減少し、884校となり、全体に占める割合は4.6ポイント減少し68.5%となりました。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
03(5233)7852・7853
Eメール portrait@shigaku.go.jp

大学・短期大学・高等学校の財務状況《令和3年度決算集計》

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、「令和4年度学校法人基礎調査」を基に3年度決算データを集計し、『令和4年度版今日の私学財政（大学・短期大学編）』と『令和4年度版今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD・ROMを、調査にご協力いただいた学校法人に送付しました。

毎年、「学校法人基礎調査」にご協力いただいている学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今回は、これらの集計結果に基づき、大学・短期大学・高等学校の財務状況について概略を解説します。

法人種別の事業活動収支差額比率(表1)

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の、事業活動収入に対する割合です。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続することが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当該

年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、取り崩す状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障をきたす可能性もあります。

●大学法人

大学法人全体の事業活動収支状況は、3年度の基本金組入前当年度収支差額が2年度から増加し、事業活動収支差額比率は2年度の5.5%から7.2%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は562法人のうち167法人で、その割合は29.7%となり、2年度の34.6%から下降しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は30法人で、2年度の28法人から増加しています。

●短期大学法人

短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、2年度のマイナス0.5%からマイナス0.4%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの法人数は96法人のうち60法人で、その割合は62.5%となり、2年度の53.6%から上昇しています。なお、同比率がマ

表1 事業活動収支差額比率及び、同比率がマイナスの法人の割合（法人種別）

【大学法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計(A) 百万円	事業活動支出計(B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
平成29	551	6,499,420	6,201,812	297,608	4.6	217	39.4	37	6.7
30	549	6,574,729	6,313,779	260,950	4.0	206	37.5	44	8.0
令和元	555	6,708,252	6,452,083	256,169	3.8	236	42.5	41	7.4
2	560	6,913,576	6,531,082	382,493	5.5	194	34.6	28	5.0
3	562	7,179,530	6,662,286	517,244	7.2	167	29.7	30	5.3

【短期大学法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計(A) 百万円	事業活動支出計(B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
平成29	105	160,773	159,501	1,273	0.8	52	49.5	12	11.4
30	104	154,440	156,401	△1,961	△1.3	61	58.7	14	13.5
令和元	100	144,985	149,555	△4,570	△3.2	64	64.0	12	12.0
2	97	143,630	144,401	△771	△0.5	52	53.6	15	15.5
3	96	143,489	144,116	△627	△0.4	60	62.5	11	11.5

【高等学校法人】

年度	集計法人数	事業活動収入計(A) 百万円	事業活動支出計(B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合(%)	法人数	割合(%)
平成29	686	826,377	799,424	26,953	3.3	304	44.3	46	6.7
30	684	843,590	814,241	29,349	3.5	319	46.6	45	6.6
令和元	665	808,160	802,061	6,099	0.8	338	50.8	57	8.6
2	667	830,037	801,167	28,870	3.5	260	39.0	30	4.5
3	665	838,371	819,134	19,237	2.3	290	43.6	41	6.2

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人

(注2) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人

(注3) 高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人

(注4) 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、合計欄の数値と一致しないことがある。

イナス20%未満の法人数は、2年度の15法人から11法人に減少しています。

●高等学校法人

高等学校法人全体の事業活動収支差額比率は、2年度の3.5%から2.3%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスとなっている法人数は、665法人のうち290法人で、その割合は43.6%となり、2年度の39.0%から上昇しています。

なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は2年度の30法人から41法人に増加しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

●大学

大学全体の事業活動収支状況は、3年度の基本金組入前当年度収支差額が2年度から増加し、事業活動収支差額比率は2年度の3.9%から4.1%へ上昇しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は611校のうち200校で、その割合は32.7%となり、2年度の31.4%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、2年度の70校から64校に減少しています。

●短期大学

短期大学全体の事業活動収支状況は、

事業活動収入・事業活動支出ともに2年度から減少し、事業活動収支差額比率は2年度のマイナス7.7%からマイナス8.7%に下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は292校のうち211校で、その割合は72.3%となり、2年度の69.1%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、2年度の95校から103校に増加しています。

●高等学校

高等学校全体の事業活動収支状況は、2年度から事業活動収入が減少、事業活動支出が増加し、事業活動収支差額比率は2年度の3.6%から2.1%へ下降しています。

次に、同比率がマイナスの学校数は1285校のうち576校で、その割合は44.8%となり、2年度の42.1%から上昇しています。なお、同比率がマイナス20%未満の学校数は、2年度の114校から131校に増加しています。

運用資産と要積立額(表3)

学校法人の安定的な経営のためには、施設・設備の拡充・更新や、教職員員の退職金の支払い及び奨学金の運用等の将来的に必要な資金需要(要積立額)に対して十分な運用資産を保有していることが望ましいと考え

表2 事業活動収支差額比率及び、同比率がマイナスの学校の割合(学校種別)

【大学】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
平成29	595	3,431,377	3,307,295	124,083	3.6	234	39.3	90	15.1
30	592	3,467,442	3,344,844	122,598	3.5	215	36.3	80	13.5
令和元	599	3,498,558	3,379,532	119,026	3.4	222	37.1	84	14.0
2	608	3,600,163	3,458,322	141,841	3.9	191	31.4	70	11.5
3	611	3,627,217	3,479,962	147,255	4.1	200	32.7	64	10.5

【短期大学】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
平成29	317	174,450	180,604	△6,154	△3.5	191	60.3	86	27.1
30	310	167,091	175,289	△8,198	△4.9	196	63.2	86	27.7
令和元	299	149,672	163,424	△13,752	△9.2	205	68.6	104	34.8
2	298	155,151	167,039	△11,888	△7.7	206	69.1	95	31.9
3	292	148,111	161,048	△12,937	△8.7	211	72.3	103	35.3

【高等学校】

年度	集計 学校数	事業活動収入計 (A) 百万円	事業活動支出計 (B) 百万円	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B) 百万円	事業活動収支 差額比率(C/A) %	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合(%)	学校数	割合(%)
平成29	1,301	1,105,329	1,072,667	32,662	3.0	582	44.7	130	10.0
30	1,289	1,098,489	1,067,244	31,245	2.8	586	45.5	131	10.2
令和元	1,283	1,088,672	1,077,253	11,419	1.0	627	48.9	138	10.8
2	1,287	1,106,697	1,066,422	40,275	3.6	542	42.1	114	8.9
3	1,285	1,105,633	1,082,254	23,379	2.1	576	44.8	131	10.2

(注1) 大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門
 (注2) 短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門
 (注3) 高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門
 (注4) 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、合計欄の数値と一致しないことがある。

られます。しかし、事業活動収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できなくなる、運用資産の一部を取り崩して支払いに充てることになるなど、本来保有しておくべき金額に不足が生じてしまいます。

●大学法人

大学法人では、3年度は運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加の方が小さいため、2年度と比較すると積立不足額は減少しました。また、積立率は2年度の72・0％から73・1％へ上昇しています。

●短期大学法人

短期大学法人では、3年度は運用資産が減少し要積立額が増加したため、2年度と比較すると積立不足額が増加しました。また、積立率は2年度の70・8％から68・0％へ下降しています。

●高等学校法人

高等学校法人では、運用資産、要積立額ともに増加しましたが、運用資産より要積立額の増加の方が大きいいため、積立不足額も増加しました。また、積立率は2年度の64・0％から63・2％へ下降しています。

表3 運用資産と要積立額（法人種別）

【大学法人】

年度	集計法人数	運用資産 (A) 億円	要積立額 (B) 億円	要積立額 内訳				積立不足額 (B-A) 億円	積立率 (A/B) %
				減価償却累計額 (有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円		
平成29	551	101,452	140,117	103,707	7,406	16,004	13,000	38,665	72.4
30	549	105,045	144,537	107,505	7,386	16,547	13,099	39,492	72.7
令和元	555	107,052	148,864	111,309	7,525	16,838	13,192	41,812	71.9
2	560	110,379	153,271	115,346	7,439	17,180	13,306	42,892	72.0
3	562	115,465	157,890	119,095	7,735	17,726	13,334	42,425	73.1

【短期大学法人】

年度	集計法人数	運用資産 (A) 億円	要積立額 (B) 億円	要積立額 内訳				積立不足額 (B-A) 億円	積立率 (A/B) %
				減価償却累計額 (有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円		
平成29	105	3,172	4,257	3,586	236	234	201	1,084	74.5
30	104	3,184	4,281	3,566	230	286	199	1,097	74.4
令和元	100	3,065	4,228	3,531	219	289	190	1,164	72.5
2	97	2,988	4,222	3,517	225	305	175	1,235	70.8
3	96	2,976	4,377	3,641	234	330	172	1,401	68.0

【高等学校法人】

年度	集計法人数	運用資産 (A) 億円	要積立額 (B) 億円	要積立額 内訳				積立不足額 (B-A) 億円	積立率 (A/B) %
				減価償却累計額 (有形固定資産) 億円	第2号基本金 億円	第3号基本金 億円	退職給与引当金 億円		
平成29	686	11,223	16,805	15,399	611	307	488	5,582	66.8
30	684	11,754	17,692	16,225	648	306	513	5,938	66.4
令和元	665	11,786	18,104	16,627	656	332	489	6,318	65.1
2	667	12,034	18,818	17,326	671	344	477	6,784	64.0
3	665	12,314	19,491	18,034	637	346	474	7,177	63.2

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人

(注2) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人

(注3) 高等学校法人…大学法人・短期大学法人以外で、高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人

(注4) 表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、合計欄の数値と一致しないことがある。

(注5) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

まとめ

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。事業活動収支差額のマイナス分を補うために内部留保の資産を取り崩す状態が続くと、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながります。特に大学法人においては、減価償却累計額（有形固定資産）が年々増加しており、施設・設備等の更新計画を策定するうえでの懸念材料です。

過去から蓄積した運用資産は、厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金の創設等を盛り込んだ中長期計画を策定し、その計画に基づいた運用資産の蓄積目標を定めることや使途目的にかなった運用計画に従って資産運用を行うことが重要です。

学校法人においては、教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して学校経営を行うことが、これまで以上に求められます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7846〜7848
Eメール center@shigaku.go.jp

令和4年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私学を取り巻く環境が18歳人口の急減などにより厳しさを増す中、改正私立学校法（令和2年4月1日施行）により、学校法人の役員の責任が明確化され、その職務の重要性がますます高まっています。私学事業団ではこのことを踏まえ、大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人の新たに常勤の理事に就任された役員を対象に、「私学リーダーズセミナー」を開催しました。今年度のセミナーは、学校法人の理事に必要な知識を修得することを目的として、大阪会場と東京会場の2か所で開催し、大阪会場は40法人40



大阪会場 川口講師による講演の様子



東京会場 滝波講師による講演の様子

名、東京会場は55法人55名、合計95法人95名にご参加いただきました。まず、本事業団職員から「私立大学・短期大学の現状について」と題して、学校法人を取り巻く経営環境の変化やこれからの私学経営について講演しました。次に学校法人理事による講演に入り、大阪会場では学校法人福岡工業大学川口理事から「学校法人役員の果たすべき役割〜ビジョンを具現化する経営管理の仕組みづくり〜」と題して、経営を管理する役員の在り方についてお話しいただきました。

東京会場では学校法人跡見学園早乙女常務理事から「学校法人役員の果たすべき役割〜学校法人の特徴と体験から学んだ学校法人役員の役割〜」と題して、具体的事例をもとに理事の役割についてお話しいただきました。続いて、文部科学省滝波私学行政課長から「今後、私学が行うべき課題」と題して、学校法人のガバナンス改革、学校法人関係税制、教育未来創造会議第一次提言等の内容についてお話しいただきました。最後に、曾田社会保険労務士から「学校法人の労務管理の課題と対応」と題して、学校における働き方改革や労働時間等についてお話しいただきました。セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「今後も開催してほしい」、「テーマを多様化して、開催回数を増やしていきたい」等の感想をいただきました。以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- ・理事就任直後の自身にとって大変有意義なセミナーでした。今後も続けていただくとともに、財務管理のセミナー（基本から事例まで）なども企画していただければと思います。
- ・新人だけではなく、セミナーは必要だと思います。
- ・今後も外部から学校法人経営に携わる者が少なからず出てくると思うので、引き続き本セミナーの開催を望みます。

◆私学リーダーズセミナー

日程・場所：令和4年11月22日（火）大阪ガーデンパレス
令和4年12月5日（月）東京ガーデンパレス
対象：大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人の役員のうち、令和3年10月1日以降に常勤の理事に初めて就任した方
参加：大阪会場 40法人40名
東京会場 55法人55名

時間	内容等
10:30～	開会挨拶 私学事業団 理事長 福原 紀彦
10:40～	講演①「私立大学・短期大学の現状について」 私学経営情報センター職員
11:15～	講演②「学校法人役員の果たすべき役割」 （大阪）講師：川口 敏弘氏（学校法人 福岡工業大学 理事） （東京）講師：早乙女 徹氏（学校法人 跡見学園 常務理事）
13:30～	講演③「今後、私学が行うべき課題」 滝波 泰氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課 課長）
15:00～	講演④「学校法人の労務管理の課題と対応」 曾田 究氏（社会保険労務士曾田事務所 所長）
17:00	閉会挨拶 私学事業団 理事 小瀬 孝雄

・講演②の具体的事例（福岡工業大学）を交えての説明のように、他大学の先進的な事例を多く紹介してほしいと思います。

本事業団では、大学・短期大学・高等専門学校の改革の一助となるよう、来年度においても私学リーダーズセミナーなど、さまざまな取り組みを実施していきます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
03（32230）7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金制度 Q&A

助成部 寄付金課

受配者指定寄付金制度について、Q & A形式でまとめました。制度を利用される学校法人は、ご確認ください。なお、制度の詳細は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をご覧ください。

●制度の利用

Q1 制度の利用にあたり（募金）期間の制限はありますか。

A1 募金期間の制限はありません。継続的に制度の利用が可能です。なお、前回の利用から期間が複数年空いている場合は、事前にご連絡ください。

●寄付の受け入れ

Q2 公益法人など一般的に納税義務が免除されている法人からの寄付は、制度の対象となりますか。

A2 法人税の納税がない法人からの寄付は対象となりません。ただし、寄付者が収益事業を行っていれば、対象となる場合がありますので、寄付者に法人税の納税の有無を確認してください。

なお、学校法人の収益事業から他

の学校法人への寄付は、私立学校法第61条（収益事業の停止）に抵触する恐れがあるため取り扱いません。

Q3 個人からの寄付も、制度の対象となりますか。

A3 個人からの寄付も制度上は対象となりますが、寄付者が学校法人へ直接寄付できる「特定公益増進法人」への寄付と税制上の優遇措置は同一となっております。そのため、個人からの寄付は、手続きがより簡便な「特定公益増進法人」制度を活用していただいております。原則、本事業団では取り扱いません。

Q4 特定の部活動を指定した寄付は、制度の対象となりますか。

A4 学校が管理する経常的経費の範囲で部活動へ支出するものであれば、対象となります。学校の支出にならず、部活動が自由に支出できる性格のものは、「学校への寄付」とは見なせないため取り扱いません。なお、部活動の選手など特定の個人を指定した寄付は、個人の所得とみなされる恐れがありますので、ご注意ください。

●提出書類

Q5 提出書類に押印は必要ですか。

A5 令和3年6月より、関係書類の押印は不要としています。

Q6 寄付申込書（様式1-1）に事業団の前の理事長名が記載されています。差し替えは必要ですか。

A6 当面は前の理事長名のままでも有効として取り扱っており、差し替えは不要です。また、4年6月より、様式から本事業団理事長名を省略しましたので、順次切り替えてご使用ください。

●会計処理

Q7 寄付者から寄付金が学校法人に入金された際の会計処理について教えてください。

A7 寄付者から学校法人の口座に振り込まれたときは、「特別寄付金」とせずに「預り金」としてください。
 （借方）現金預金 1000
 （貸方）預り金受入収入 1000

Q8 私学事業団へ送金する際の会計処理について教えてください。

A8 本事業団の口座に寄付金を振り込む際は、「預り金」の支出となります。
 （借方）預り金支払支出 1000
 （貸方）現金預金 1000

Q9 私学事業団から寄付金の配付を受けた際の会計処理について教えてください。

A9 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書（Ⅰ）では、配付を受けた事業が施設設備拡充等の場合は、「施設設備寄付金（収入）」に計上してください。施設設備拡充等以外の場合は「特別寄付金（収入）」としてください。資金収支計算書（Ⅱ）では、どちらも「特別寄付金収入」となります。

（Ⅰ）施設設備拡充等の目的
 （借方）現金預金 1000
 （貸方）施設設備寄付金収入 1000
 （Ⅱ）共通
 （借方）現金預金 1000
 （貸方）特別寄付金収入 1000

※現物寄付は会計処理が異なります。
 ※配付を受けた寄付金は、法人部門ではなく各学校部門に配分のうえ、計上してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 助成部 寄付金課
 ☎03(3)2330(7)817・7818
 Eメール kifukin@shigaku.go.jp

事前受付の対象となる報告書等

事由と発生日	対象となる報告書等
3月31日付けの退職	「資格喪失報告書 DL」 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」
4月1日付けの採用等	「資格取得報告書 DL」(短時間労働加入者用も含みます)※1 ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得※2 「所属学校等変更報告書 DL」 「被扶養者認定申請書 DL」※3

※1 電子媒体での報告も可能です。ただし、短時間労働加入者用は除きます。
 ※2 任意継続期間(2年間)満了前の再資格取得は対象外です。
 ※3 資格取得と同時に申請の場合に限ります。新用紙を使用してください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付
 令和5年3月1日(水)受付開始

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等をできるだけ早く交付するため、私学事業団では、各種報告書等の「事前受付」を3月1日から開始します。ぜひご利用ください。

なお、この時期は電話が非常に混み合うため、加入者番号や被扶養者認定を確認するための照会は、書類提出から2週間経過後にお願いします。

●「資格取得報告書」提出上の注意点

① 学校記号番号は、誤りのないよう十分注意して記入してください。

記入を誤ると、教職員等の個人情報(氏名、住所、報酬月額等)が記載された通知等が別の学校法人等に送付されてしまう事故につながります。

「事務連絡先電話番号」欄には、必ず本事業団へ登録している電話番号を記入してください。

本事業団では、「事務連絡先電話番号」欄の電話番号と本事業団に登録している学校記号番号の電話番号を突合し、別の学校法人等への誤登録を防いでいます。

② 資格取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」、「2. 継続資格取得」、「3. 再資格取得」の該当する番号を○で囲んでください。

③ 住所は住民票の住所を記入してください。

さい。

④ 基礎年金番号は正確に記入してください。基礎年金番号を持っていないときは、必ずその理由を記入してください。

注 日本国内に居住している20歳以上の人には、基礎年金番号が必ず付番されています。

⑤ マイナンバーは学校法人等が確認し、正確に記入してください。

注 マイナンバーの確認書類は添付しなくても大丈夫です。

⑥ 書類不備により返送等された場合は、処理が遅れるため、加入者証等の交付が遅くなります。

⑦ 継続資格取得者の資格取得処理は、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。前任校の資格喪失が確認出来次第、加入者証等を交付します。

⑧ 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し、加入者被扶養者証を交付します。この場合、「被扶養者認定申請書 DL」の提出は不要です(前任校が内種校の場合を除きます)。

●報告内容の訂正

① 事前受付の報告書等の内容に誤りがあったときは、必ず該当する訂正申出書により手続きをしてください。

なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。

② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合に本人として加入した場合は、「任意継続加入者資格取得取下げ申出書」が必要となります(用紙は本事業団へ請求してください)。

●加入者証等の取り扱い

① 加入者証等は3月中に学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示すると、無資格受診となります。

② 加入者証等の記載内容に誤りがないか必ず確認してください。

③ 3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。

加入者証等は退職後直ちに回収し、返納してください。

④ 「資格取得報告書 DL」と「被扶養者認定申請書 DL」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。

⑤ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

私学共済制度の加入者資格 Q&A

業務部 資格課

Q1 個人の意思等で加入や脱退を決めることはできますか。

A1 私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。

このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

Q2 非常勤やパートタイマー等で採用した人については、加入者として加えてよいですか。

A2 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種等で区別されません。正規雇用でない「非常勤」、「パートタイマー」等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

注 加入者資格については、「事務の手引 令和4年版」の22頁、24頁、33頁を参照してください。

Q3 非常勤やパートタイマーで短い時間だけ勤務する人を採用した場合

は、短時間労働加入者として加入手続きをすればよいですか。

A3 通常加入者とならないパートタイマーや非常勤職員であっても、短時間労働加入者の要件を満たすときは短時間労働加入者として私学共済制度の適用となります。

ただし、学校法人等全体で100人を超える規模がある「特定学校法人等」又は「特定学校法人等」以外の学校法人等で、労使の合意を得て学校法人等单位で短時間労働者を私学共済の適用とする申し出を行った「任意特定学校法人等」である場合に限りません。

Q4 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育園の職員も加入できますか。

A4 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされています。学校法人等内のどの部門に配属されているかによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

なお、付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときは、本事業

団に届け出が必要です。

Q5 外国籍の教職員は加入できますか。

A5 国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

なお、社会保障協定を締結した相手国から日本に派遣された外国人等を採用したときは、私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。

Q6 加入者が休職する場合、加入者資格を喪失することになりますか。

A6 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬が支給されなくても加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。

ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します。

例えば、病気で休職をしている人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が存続していると認められる場合は、加入者資格を継続します。

しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は、加入者資格を喪失します。

学校の設置・変更等をしたときの手続き

業務部 資格課

学校法人等が新たに学校を設置したとき（※）や、私学共済に加入している学校法人等が法人情報（代表者や法人所在地等）や学校情報（学校所在地や連絡先住所等）を変更したときは、「学校法人等異動報告書D」により届け出が必要です。

※付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときを含みます。

●新設・休校・廃校・設置者の変更をする場合

所轄庁の認可書の写し、変更後の寄附行為の写しを添付してください。

●代表者・住所（法人・学校・連絡先）等の変更をする場合

原則添付書類は不要です。複数の学校を設置している学校法人等が法人情報を変更するときは、一括処理しますので代表校から報告してください。

学校情報の変更は、学校番号ごとに報告してください。手続きが遅れると加入者証等の交付に時間を要したり、私学事業団からのお知らせ等が届かなかつたりすることがありますので、速やかに手続きをしてください。

なお、設置状況により必要書類が異なることがあります。詳細は、私学共済ホームページを参照してください。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつて、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができません。

●利用できる事業

●短期給付事業……加入者期間中と同様です。資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

●福祉事業……貸付けと積立貯金等以外は、利用できません。

注 年金等給付は継続加入できません。60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

●加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつた人

次の場合は加入できません。

- 4月1日に採用し翌年3月31日に退職した
- 退職前1年以内に任意継続加入者であった
- 退職時に75歳以上である

●加入できる期間

退職日の翌日から最長2年間

ただし、75歳の誕生日からは後期高

齢者医療制度の適用となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

●加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。

3月31日退職者に限り「事前受付」（9頁参照）を利用できます。

注 任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比較する場合、離職の理由（解雇・雇止め等）や前年の所得の額

によって国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は、市区町村にお問い合わせください。

●加入の申し出の注意点

健康保険制度では、加入の優先順位があるため、任意継続加入申し出をした人が、退職日の翌日から他の健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続の取り下げとなります。

他の健康保険等の被扶養者や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加

入が優先されるため、申し出を取り下げることができません。任意継続加入者として加入し、掛金を納付した後に資格喪失の手続きが必要となります。

●任意継続加入者証等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛てに「任意継続加入者証」、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。

在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等が回収し返納してください。

●任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限度（令和5年4月以降38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出されます。

●任意継続掛金の納付方法

納付方法は、毎月納付（口座振替含む）・半期ごとの前納・年度末までの一括前納があり、前納には割引が適用されます。送付する納付通知書でちょうど銀行から払い込んでください。納付通知書はゆうちょ銀行専用紙です。

毎月納付（口座振替含む）を選択した人には「任意継続加入者証」等の送

付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を同封しますので、口座振替（毎月28日振替）を希望する場合は、手続きをしてください。口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。それまでは必ず納付通知書で払い込んでください。

納期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格喪失又は資格取得の取り消しとなります。

払い込みがなく保険診療を受けていた場合、無資格受診となります。

任意継続加入の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等に加入し、途中で任意継続の資格を喪失したときは、その月の掛金は払い込まなければなりません。

●脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。次の①②いずれかの場合は、「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

- ① 2年満了前に、国民健康保険（医師国保なども含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するとき（切り替えた月の前月末までに提出が必要）
- ② 健康保険の適用がある職場に再就職したときや加入者が死亡したとき

被扶養者認定にかかる
所得基準が改正されました

業務部 資格課

令和4年12月15日付けで文部科学省より通達が出され、私立学校教職員共済法施行令第3条の規定による「主として加入者の収入により生計を維持すること」の認定について（昭和35年4月9日文部大臣裁定）が一部改正されました。

●改正内容

改正前：60歳以上の人で、年金収入がない場合は、被扶養者になれる収入限度額は130万円未満

改正後：60歳以上の人は、年金収入の有無にかかわらず、被扶養者になれる収入限度額は180万円未満

ただし、収入要件を満たしていても、加入者より優先する扶養義務者がいないことの確認等が必要となりますので、不明な場合は資格課にお問い合わせください。

この改正により、被扶養者の認定申請をする場合は、2月1日から30日以内に申請してください。

●実施年月日 5年2月1日

この改正にかかる通知文は、12月調定分掛金等納付通知書（1月14日発送）に同封して送付しました。通知文は、私学共済ホームページ（お知らせ）にも掲載しています。

被扶養者認定申請等における
雇用保険受給資格者証の取り扱い

業務部 資格課

令和4年10月1日から雇用保険法施行規則等の一部が改正されました。

ハローワークで行う失業認定等の手続きの際、マイナンバーカードを提示することで、雇用保険受給資格者証による手続きが不要となりました。この場合は、ハローワークから雇用保険受給資格者証は発行されません。

この改正により、被扶養者認定申請等における次の①～③の場は、「ハローワークから「雇用保険受給資格通知」（必要事項が印字されたもの）の発行を受け、その通知の写しを添付してください。

- ① 給付制限期間中の被扶養者認定を受けている人が受給開始に伴い被扶養者の取り消しをする場合
- ② 雇用保険受給終了により被扶養者の認定申請を行う場合
- ③ 雇用保険の受給中断等をして被扶養者の認定申請を行う場合

なお、マイナンバーカードによる失業認定等の手続きを行わない人は、現行どおり雇用保険受給資格者証の両面の写しを提出してください。

この取り扱いについては、4年11月22日付けで私学共済ホームページ（お知らせ）に掲載しています。

貸付金の償還

福祉部 貯金・貸付課

貸付を利用している加入者（借受人）が退職等により資格を喪失する場合は、残金全額を償還することとなります。

学校法人等は、償還額を借受人の退職手当等から控除するか、借受人から預かつて償還期限内に私学事業団へ払い込んでください。

在職中に全額返済を希望する場合は、15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出してください。申し出た月の20日頃までに「貸付金任意償還通知書」等を学校法人等宛てに送付します（償還期限を過ぎると経過利息が発生します）。

また、任意償還の手続きをしない場合でも、資格喪失を本事業団で確認すると即時償還となり、同様に通知書を送付します（償還期限を過ぎると1日当たり0.03%の延滞金が発生します）。

いずれの場合も、学校法人等が退職手当等からの控除をせず、償還の遅滞があったときは、該当する学校法人等全体が貸付制限対象となることがあります。

詳しくは、本誌1月号も併せて確認してください。

令和5年2月発行
「私学共済事務担当者へのお知らせ」

広報相談センター 相談班

「私学共済事務担当者へのお知らせ」（以下「お知らせ」といいます）を2月10日に全学校法人等宛てに発送します（見本参照）。

「お知らせ」には、次の事項を掲載しています。

- ・ 法律改正事項
- ・ 取り扱い変更事項
- ・ 注意喚起事項等
- ・ 共済業務スケジュール（2月～6月）

2月下旬に、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」刊行物▼事務担当者向け「刊行物」に「私学共済事務担当者へのお知らせ」のデジタル冊子の掲載を予定していますのでご覧ください。

※「令和4年度第2回私学共済事務担当者連絡会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送りました。



見本 私学共済事務担当者へのお知らせ

特定健康診査の結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

福祉部 保健課

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する定期健康診査の結果を私学事業団へ提出することにより、実施したものとみなします。

令和4年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

4年度の特定健康診査の結果データ(4年4月1日～5年3月31日受診分)の最終提出期限は、5年5月15日です。定期健康診査が終了した学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果を提出してください。

最終提出期限までに特定健康診査の結果データを提出しなかった場合は、当該年度の結果通知(健康情報冊子「QUIP Plus(クビオプラス)」や「特定保健指導利用券」を送付できませんので注意してください。

注 学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令(平成19年第157号)第14条に基づくものです。

●**実施率の目標達成にご協力ください**
定期健康診査の結果を提出することは、国が定めた特定健康診査等の実施

率の目標達成につながります。目標を達成すると、生活習慣病の予防による医療費削減に寄与する他、後期高齢者支援金の負担軽減による短期給付分掛金率の抑制にもなります。

増大する医療費の適正化を図るため、特定健康診査等はさらなる実施率の向上が求められています。

4年度の加入者における実施率目標(私立学校教職員共済第三期特定健康診査等実施計画)である91・0%を達成できるよう、協力をお願いします。

特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続きをご覧ください。

4年度特定保健指導利用券の有効期限

4年度の特定保健指導利用券の有効期限は、5年7月31日です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に退職等で加入者資格を喪失した場合、利用券の有効期限にかかわらず、その

時点で特定保健指導は中止となりません。ただし、任意継続加入者になる場合は、特定保健指導を継続することができます。

資格喪失後も特定保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した特定保健指導費用は自己負担となりますので注意してください。

「学校訪問型特定保健指導」をご利用ください

特定保健指導を受けるには、本事業団が契約を締結している医療機関等に、加入者自身が予約し出向く必要があります。しかし、医療機関等の休診日が加入者の休日と重なると、特定保健指導の利用が難しくなります。

このため本事業団では、対象者の利便性を図るべく「学校訪問型特定保健指導」を実施しています。専門スタッフを学校法人等へ派遣し、空き教室等を使用することで、授業の間に指導を受けられるため、利用している学校法人等からは大変好評です。

多忙な教職員の健康づくりの一環として、ぜひ利用を検討してください。なお、希望する学校法人等は、委託先である次の特定保健指導機関へ直接連絡してください。

【問い合わせ先】

SOMPOヘルスサポート(株)
☎03(5209)8553

担当 平尾、松村

受付時間(平日)10時～12時 14時～17時
●**オンラインによる特定保健指導**

本事業団の直営病院である東京臨海病院において、加入者(任意継続加入者を含みます)及び被扶養者を対象としたオンラインによる初回面談が可能になりました。

詳細は、東京臨海病院ホームページ「健康医学センターのご案内(人間ドック・健康診断・特定健診)」▼私学共済加入者向けオンライン特定保健指導」を確認してください。

被扶養者等の 特定健康診査の受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券(セット券)は、学校法人等を通して加入者に配付しています。4年度分の特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は、5年3月31日です。

3年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者及び任意継続加入者(その被扶養者を含む)は約3万5000人で、実施率は35・0%でした。この率は、本事業団の被扶養者等の実施率目標である50・0%を下回っています。

学校法人等からも、加入者に向けて被扶養者の受診を勧奨していただき、加入者とともに被扶養者の健康づくりに協力をお願いします。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元に用意してください。

任意継続加入者への
掛金納付通知書等の送付

- 令和5年3月中に任意継続加入期間が満了する人
3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。
- 5年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
3月上旬に、5年度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。口座振替の人には掛金額のお知らせのみ通知します。
- 5年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる人
75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

また、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します)。

【業務部 資格課・掛金課】

口座振替・口座送金にご協力ください

掛金等や貸付金の定期償還金の納付には、事務負担の軽減にも役立つ指定預金口座からの自動引き落としが大変便利です。掛金等や貸付金定期償還金を払込取扱票(払込通知票)により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出することで指定預金口座からの自動引き落としが可能です。

申込書は私学事業団又はガーデンパレス共済業務課に、電話又はFAXで請求してください。なお、掛金等と貸付金定期償還金は申込書が別ですので、それぞれ提出してください。

また、ゆうちょ銀行の払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の指定預金口座での受け取りに変更をお願いします。

【財務部 経理第二課】

「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」
の旧用紙の受け付けを終了します

経過措置として旧用紙(横長の用紙)の使用も可能としていましたが、令和5年3月末で旧用紙の受け付けを終了します。4月以降は新用紙(縦長)で提出してください。

なお、新用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

【業務部 掛金課】

「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」
に記入する氏名及び住所

報告書等に記入された加入者や被扶養者のマイナンバーは、住民基本台帳のデータと照合したうえで登録しています。このため、「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」には、住民基本台帳に登録している氏名及び住所を記入するようお願いいたします。

【業務部 資格課】

2月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 1月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 1月調定分口座振替(自振校のみ) 掛金等 1月調定分納期限 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 3月22日送金申し込み締め切り

3月の共済業務スケジュール

1日(水)	資格 事前受付開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 2月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 4月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

委員就退任のお知らせ

◆共済運営委員会委員

令和4年9月30日付

退任 小澤 俊 通

退任 神本 忠 夫

令和4年12月1日付

新任 角谷 正 雄

新任 武藤 稔 彦

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和5年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和5年3月分)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

令和4年度の寄付金配付申請については、**3月6日(月)を締切(必着)**とします。年度内に寄付金の配付(送金)を必要とされる場合は、期限までに配付申請書類の提出をお願いします。配付の対象となる寄付金は、原則として、受領書が発行された寄付金の範囲内となりますのでご注意ください。

寄付金受領日は、寄付金が私学事業団に着金した日付となりますが、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、受領書発行に時間を要することをあらかじめご了承ください。

なお、寄付金の入金は、原則学校を経由していただいています。寄付者の決算日などの都合により、やむを得ず寄付者から本事業団へ直接送金をする必要がある場合には、トラブル防止の観点から、必ず事前のご相談をお願いします。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和4年度版『今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)』を送付しました

令和4年度学校法人基礎調査にご協力いただいた高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人に、令和4年度版『今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)』(CD-ROM)を1月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311(代表)
 JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgo-sapporo.com>

札幌たびストーリー



1泊朝食付(2名1室/1名様) 5,250円～
 1泊朝食付(3名1室/1名様) ※ソファベッド1台使用 4,500円～



デラックスツインルーム

取扱期間：令和5年3月31日まで(2月4日～2月11日を除きます)
 特典：アーリーチェックイン12時・レイトチェックアウト12時、
 10階以上・北海道庁(赤レンガ)向きのお部屋、道内の温泉の入浴剤をプレゼント、未就学児の宿泊料無料

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
 JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

長谷プラン

夕食を少し贅沢に、お刺身をメインにした宿泊プランです。
 客室から由比ガ浜のパノラマを楽しめる保養所を拠点にして
 武家の古都・鎌倉の散策をお楽しみください。



夕食(イメージ)

1泊2食(2名1室/1名様) 11,200円～
 (1名1室/1名様) 12,700円～

取扱期間：通年(夏期間、年末年始を除きます)

融資事業のご案内

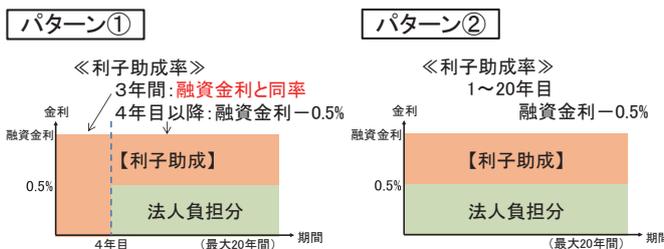
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

〔イメージ図：返済期間20年の場合〕



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年1月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.60	年% 1.10	年% 0.70	年% 0.60
寄宿舍などの建築・用地取得	1.70	1.20	0.80	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.70	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp